

・個別の IR 活動

(ア) アナリスト説明会：証券会社や格付機関において、債券等の信用力を分析するクレジットアナリストを対象とする説明会をいう。アナリストが作成する投資レポートなどにより、投資家に需要を喚起するために実施する⁹。

(イ) 個別投資家訪問：主幹事証券などから推薦があった投資家を発行者の担当者が訪問し、説明を行うものである。地方銀行や生命保険会社など数社に実施する場合もある。

(ウ) セールスマーケティング：主幹事証券等の販売員に対する説明会である。

カ. 公募の社会医療法人債のローンチ

ローンチとは、債券の発行条件（利率等）を決定し、債券を発行することを発表し、購入の募集を開始することをいう。

ローンチを行った日から、1週間程度で債券発行代金が払い込まれることとなり、払込日が債券の発行日となる。ローンチ前の発行条件の決定や他の債券に関する情報収集は、債券発行の生命線ともいえる重要なポイントである。一般に債券の発行利率は、ローンチ当日の国債利回りにスプレッド（発行者の信用力等による利率の上乗せ幅）を加えた利率となる。

2) 私募による社会医療法人債の発行について

ア. 私募債発行の注意点

私募債の発行は、取得対象が特定の投資家であることから、手続きや関係届出の提出期間が簡略化されており、機動的な発行が可能である。また、関係者が少ないことから、取得者の確保と同時に発行することや小額での発行も可能である。しかしながら、一度発行した場合には、取得者の合意なしに償還することができないことや、プロ私募債の場合、取得者の要請により約定弁済方式が選択される場合があるなど、個別ニーズを反映する必要がある場合が多い。この点、資金の提供者との相対取引によって成立し、取引相手との関係等の諸条件によって契約内容が異なる間接金融にやや近いとも言える。少数私募債の場合は、医療機関債と競合するが、社会医療法人がどちらを選択すべきかは、想定する投資家や資金ニーズ等による。ただし、社会医療法人債は発行形態を問わず有価証券であり、社会医療法人債券を開示規制の対象とするため、金融商品取引法施行令において、金融商品取引法3条に規定する「企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資家保護のため必要かつ適当な」有価証券として位置づけられていることにも注意が必要である。

⁹ アナリストとは、証券アナリストのことをいい、法人の財務分析、医療分野の分析、理事長など経営者インタビューなどをもとに、その法人の投資価値の分析や評価を行う。アナリストの行った分析や評価が、個人、機関投資家、ファンド運用者などに提供されて投資判断に活用される。また、格付機関において分析を行うアナリストもおり、債券の発行者にとって、極めて重要な立場にいる。